

奈良県小児科医会 会則

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は奈良県小児科医会と称し、県医師会に所属し、小児科に関する研究、知識の普及ならびにその他必要な事業を行い、小児科診療の向上をはかることを目的とする。
- 第2条 本会は、小児科領域に関心ある県医師会会員または県医師会会員の管理する医療機関に勤務する医師をもって組織する。
- 第3条 本会はその目的のため、下記の事業を行う。
(1)小児科領域の研究・学術講演・補習教育
(2)社会保険対策
(3)その他必要なる事業

第 2 章 役 員

- 第4条 本会に下記の役員を置く。
会 長 1 名
副会長 2 名
理 事 若干名
監 事 2 名
- 第5条 役員は当医会総会に於て会員中より選出する。
- 第6条 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐する。
理事は庶務会計、その他の会務を分掌する。
監事は事務会計の監査を掌る。
- 第7条 役員の任期は2年とする。但し重任はさまたげない。
- 第8条 本会に顧問をおくことができる。

第 3 章 会 議

- 第9条 会議は、総会・役員会に分ち適宜開催する。
- 第10条 総会に於ては収支決算、その他会務に関する事項の報告、会員の研究発表講演など行う。
- 第11条 役員会は本会の運営に関し重要事項の協議を行う。

第 4 章 経 費

- 第12条 本会の経費は会費・補助金・寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
会費に関しては別にこれを定める。

附 則

- 第13条 本会則の変更は総会の決議を経なければならない。
- 第14条 本会則は昭和59年8月18日から実施する。